契 約 書

- 1 委託業務名 公立大学法人愛媛県立医療技術大学浄化槽排水用放流槽の修繕工事
- 2 委託業務場所 愛媛県立医療技術大学学内
- 3 履行期間 着工 令和 年 月 日 完成 令和5年3月31日
- 4 契約金額 ¥ —

(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ -)

5 契約保証金 ○○

上記委託業務について、公立大学法人愛媛県立医療技術大学 理事長 安川 正貴(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」とい う。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を 締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託業務)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき履行すること。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査)

- 第3条 乙は、委託業務が完了したときは、書面(写真を含む。)をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して 10 日以内に完了検査を行わ なければならない。

(委託料の支払)

第4条 甲は、委託料を、前条に定める完了検査合格後、適正な請求書を受理した 月の翌月の末日までに支払わなければならない。

(委託料の概算払)

第5条 甲は、前条の規定にかかわらず、必要と認めたときは委託料の一部又は全 部を概算払することがある。

(履行遅延の場合における損害金)

第6条 乙の責めに帰する事由により履行期間を延長した場合には、甲は、契約金額から既成部分に対する契約金額相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年5%の利息を徴収することができる。

(瑕疵担保)

- 第7条 委託業務を完了した日から1年以内に委託業務の目的物に瑕疵があるときは、乙においてその瑕疵の補修又は損害の賠償をしなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約保証金の返還)

- 第8条 乙は、契約保証金を納付している場合において、全ての委託業務完了後、 第3条第2項に規定よる検査を受けた後、甲に契約保証金返還請求書を提出す るものとする。
- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に 契約保証金を乙に返還するものとする。
- 3 契約保証金には利息を付さないものとする。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、こ の契約を解除することができる。
 - (1)この契約に違反したとき
 - (2)この業務を遂行することが困難であるとき
 - (3) 乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。) であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の 返還を乙に請求することがある。

(契約外の事項)

第10条 本書に定めのない事項については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学 契約事務取扱規程によるものとし、同規程に定めのない事項については、当事者 協議のうえ、定めるものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543 番地 甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学 理 事 長 安川 正貴

 \angle